

<目次>

- 第7回通常総会報告
- 総会記念シンポジウム「集合訴訟制度のあり方を考える」開催報告
- 消費者支援功労者表彰 消費者機構日本が「特命担当大臣表彰」を受けました。

**第7回通常総会開催報告**

消費者機構日本は、第7回通常総会を6月11日（土）に開催し、2010年度事業報告と2010年度決算を承認するとともに、今後とも着実に差止請求関係業務を展開しつつ、新たな集合訴訟制度を活用するための組織財政基盤の強化に主体的に取り組んでいくことを確認しました。

開催概要は以下のとおりです。

1. 日時 2011年6月11日（土） 13時00分から14時00分
2. 場所 東京都千代田区六番町15 プラザエフ 地下2階 クラルテ
3. 議題

審議事項

- 第1号議案 2010年度事業報告承認の件
- 第2号議案 2010年度決算承認の件
- 第3号議案 理事補充選任の件

報告事項

1. 2011年度事業計画
2. 2011年度特定非営利活動に係る事業会計収支計画

4. 出席状況

総表決件数149個に対して出席表決件数125個（内訳：実出席表決権数51個、委任状表決権数4個、書面表決権数70個）で、定款第31条の総会定足数（表決権総数の2分の1以上）を大きく超え、総会は成立しました。

なお、当日の総会傍聴者は5名です。

5. 議事概要

冒頭、佐々木幸孝常任理事が開会を宣言し、定款第30条に基づき芳賀唯史理事長が議長に就任しました。



開会挨拶する青山会長

開会にあたって青山 侑会長より、「消費者機構日本は、草創期の日本に全く新しい消費者運動をつくりあげる段階から、活動を通じて新たな社会的な仕組みも整備させなければならない段階にさしかかりつつある。昨年度は第1号の差止請求訴訟を提起するなど活動を着実に発展させてきた。市民活動としての消費者運動の意義は誰もが認めるところだが、これを財政面も含めて社会がしっかり支える仕組みをつくる必要がある。

皆さんの忌憚のないご意見をいただき、消費者機構日本の活動を更に発展させていきたい。」との趣旨の挨拶が行われました。

続いて、議事録署名人に個人正会員の小池吉子氏を選任し、議事に入りました。

議事では、第1号議案と第2号議案についての提案を磯辺浩一専務理事が行い、伊野瀬十三監事の監査報告の後、質疑が行われました。

議案提案の概要は別項のとおりです。

質疑では、議案の内容に関しては発言がありませんでしたが、総会における委任状の取り扱い等について、次の意見が出されました。

「代理人の氏名を記載せず、あるいは代理人の氏名欄に『議長』と記載した委任状は無効とし、1人あたり2名までの委任しか認めないとしているが、これは株主総会や一般の団体における総会と異なった運営であり、どのような根拠によってこうした制限を行っているのか。また、書面議決書の賛否未記載の場合は保留と扱うとしているが、株主総会では賛否未記入の場合は賛成とみなすのが一般的で、これも問題ではないか。根拠を示してほしい。」

これについて、磯辺専務から、「議長は定款第32条で可否同数の場合のキャスティング・ボートを与えられているため2重投票を防止する意味から議長を委任相手とするのは不相当と考えている。また、1人への委任を無限定に認めることも表決権が集中してしまう惧れがあり、2名までとすることとした。書面議決書の賛否未記入の場合も、記入者の意志が明確でないため保留とするのが適当と考えた。これらについては、理事会で総会案内書面の確認をいただいた際に、書面議決書と委任状の書面についても確認いただいた。」と回答がありました。また、佐々木常任理事より「民法には委任に関する規定があるが、法には強行規定と任意規定があり、委任の制限については任意規定となっており、団体内部で決定出来る事柄と考えている。明文の運用規定が整備されていれば良いが、それがない場合には、理事会で議決できる事項である」との説明がありました。

以上の質疑に対して、議長より、今回のご意見については、理事会として受止め次年度総会に向けて訂正するのが良いのかどうか改めて検討させていただくこととし、採決に入りたいとのまとめが行われ、拍手でその旨確認された。続いて、議長より、表決権総数149個中125個が出席し、定款の要件を充足して総会が成立していることが報告され、議場閉鎖を行って直ちに採決に入った。

採決では、第1号議案、第2号議案とも、挙手賛成多数で、かつ書面表決でも圧倒的な賛成があり（出席総表決権数の過半数を大きく超え）、可決・承認されました。

続いて、第3号議案について、磯辺専務理事から、木本希理事の辞任に伴い、中村年春氏を新たに理事に補充選任し、任期は前任者の任期の残存期間とする提案が行われました。提案に対して特に質疑はなく、直ちに採決を行い、第3号議案についても、挙手賛成多数で、かつ書面表決でも圧倒的な賛成があり（出席総表決権数の過半数を大きく超え）、可決・承認されました。

以上の審議事項の採決後、磯辺浩一専務理事より、5月11日の第8回理事会で確定された「2011年度事業計画」と「2011年度特定非営利活動に係る事業会計収支計画」の概要、並びに2011年度事業計画の付属資料である「2011年度財政活動課題」について報告が行われました。

「2011年度事業計画」で掲げられた4つの課題は以下の通りです。

- |     |  |
|-----|--|
| 課題1 | 消費者被害未然防止・拡大防止のため差止請求関係業務を推進。                            |
| 課題2 | 広報活動を強め、消費者団体訴訟制度と消費者機構日本への社会的支持を広げる。                    |
| 課題3 | 集団的消費者被害救済制度の実現を目指し、同制度を活用するための準備を開始するとともに、財政基盤の強化をすすめる。 |
| 課題4 | その他（集団的消費者被害救済制度の実現を後押しするの公開学習会の開催他）。                    |

この報告に対して、前年度収支差額が赤字であるにもかかわらず、次期繰越収支差額が前年度より増加しているのはおかしいのではないかと指摘がなされ、磯辺浩一専務理事から、指摘のとおり 2011 年度事業会計収支計算書の次期繰越収支差額はミス記載となっているので、お詫びして訂正させていただくとの回答がなされました。

以上をもって全ての議事が終了し、議長の退任挨拶があり、最後に、狩野拓夫副理事長から閉会挨拶がなされ、消費者機構日本第7回通常総会を終了しました。

### **総会記念シンポジウム「集合訴訟制度のあり方を考える」開催報告**

消費者機構日本は、去る6月11日（土）、第7回通常総会を開催し、2010年度事業報告と2010年度決算を承認するとともに、今年度は、着実に差止請求関係業務を展開しつつ、新たな集合訴訟制度を活用するための組織財政基盤の強化に主体的に取り組んでいくことを確認しました。

そして、第7回通常総会の記念企画として、シンポジウム「集合訴訟制度のあり方を考える」を開催しました。シンポジウムは、主婦会館プラザエフ「クラルテ」にて、総会終了後の14時30分～17時00分に開催され、消費者機構日本の正会員、協力会員、賛助会員をはじめ、各地の消費生活センターや行政の関係者など62名のご参加をいただきました。

現在、消費者委員会において、共通の原因で多数の被害が発生する消費者被害を集団的に救済できる集合訴訟制度の創設が検討されており、ようやく一巡目の議論が終わり、いよいよ、制度の具体的な設計が検討される段階となっております。

このシンポジウムは、消費者委員会における制度検討の状況をお知らせするとともに、特に、制度の実効性を担保するためにはどのようなあり方が望ましいのか、また、集合訴訟制度の担い手として考えられている適格消費者団体の課題はどのようなものなのかなどを議論し、ともに考えあうとの趣旨で企画したものです。

シンポジウムは2部構成としており、第1部では、冒頭、青山 侑会長が開会挨拶を、中村年春理事より、総会終了後の理事会において新たに副理事長に選任された旨の挨拶を行いました。

続いて、被害情報対応委員会の委員長である唯根妙子常任理事が、消費者機構日本の2010年度差止請求事案の紹介を行いました。会員の活動参加並びにご支援によって、2010年度の約款・勧誘行為の是正の取り組みでは、11件をホームページで公表することができました。そのうちの1件は消費者契約法に基づく差止請求訴訟です。これらの事案の概要と要点についてご紹介させていただきました。

第2部では、まず、「集団的消費者被害救済制度の必要性と検討状況」について、消費者庁企画課



講演する加納企画官

の加納克利企画官からご講演をいただきました。

加納様からは、消費者委員会「集团的消費者被害救済制度専門調査会」（以下、「専門調査会」とする）での論議状況と、そこで検討されている２段階型集合訴訟制度の概要について、詳細な資料をもとに要点を解説いただきました。また、会場からの質問にも丁寧にご回答いただきました。

続いて、パネル・ディスカッションを行い、論点ごとに具体的なあり方や課題を一つ一つ深めていきました。パネル・ディスカッションは、コーディネーターを佐々木幸孝常任理事（弁護士）が務め、パネリストには山本和彦氏（一橋大学大学院教授、NACS 会長）、野々山宏氏（弁護士）、磯辺浩一（消費者機構日本専務理事）が就きました。

パネル・ディスカッションでは、まず始めに、集合訴訟制度の類型をめぐって意見交換されました。最初に、「専門調査会」でA案（２段階型）とC案（１段階オプトアウト型）を接合していく制度提案をされた野々山様から、その趣旨について説明されました。これについて磯辺は、対象事案の幅が広がり、一回的解決もはかれる有効な提案だと考えていると賛意を述べ、山本様からは、現実に導入していく場合の問題点等について、専門家のお立場からの論評を加えていただきました。３者の意見交換の後、コーディネーターの佐々木弁護士から、「専門調査会では、制度の早期実現の観点からA案を軸にとりまとめていくこととし、C案的な手続きを接合させるべきかどうかは今後の検討課題とする方向である」との補足がなされました。

次に、訴訟手続の追行主体をどのような者に認めるかについて意見交換されました。この点については、適格消費者団体にだけ原告適格を認めるのか、あるいは適格消費者団体以外の被害者（被害者団体）、弁護士にも訴訟追行を認めるのかという点が大きな論点になっています。まず、「専門調査会」で訴訟追行主体を適格消費者団体に限らず、一定の要件を備えた消費者団体等にも認めるべきと発言してきた磯辺から、その理由が述べられました。山本様からは、訴訟を担うに足りる一定の適格性要件は必要である、適格消費者団体はそれを具備しているが、その他の団体に適格性が備わっているかどうかの判断は多方面からの検討が必要で、現時点でそこまで詰めるのは困難ではないかとの説明がなされました。野々山様からは、日弁連として適格消費者団体以外の訴訟追行主体の要件に関する見解が出されるようだが、どのような内容になるのかとの質問が出され、コーディネーターの佐々木弁護士から、日弁連での論議状況について紹介されました。

続いて、集合訴訟の対象となる範囲をどのような被害事案とすべきかについても意見交換されました。この点については、「専門調査会」で「他の手続きに対する優越性」や「共通争点の支配性」の問題として論議されているところです。まず、これについての考え方を３者（山本様、野々山様、磯辺）が述べ、更に、どういう被害類型が対象となるか（情報漏洩・有価証券虚偽報告・製造物責任・薬害などが対象となるか）についてそれぞれの意見が述べられました。そこでは、多数性、共通性のある消費者被害事案を対象とすることでは一致しているものの、他の手続きに対する優越性や共通争点の支配性までを過度に要件化することへの疑問が出されました。更に、その結果、制度が対象とする事案が狭くなり汎用性が期待される２段階型の特徴が生きない制度となってしまうのではないかとの懸念が、磯辺と野々山様から出されました。

最後に、新たな集合訴訟制度の手続追行主体として期待される適格消費者団体への支援策等について意見交換されました。まず、磯辺から、現状の支援策と今後のあり方に関する問題意識（一定



左から、コーディネーター佐々木幸孝弁護士（COJ 常任理事） パネリスト山本和彦一橋大学大学院教授、野々山宏弁護士、磯辺浩一（COJ 専務）

の報酬を認めるべきである)を述べ、野々山様からは、弁護士会での論議状況の紹介がありました。山本様からも、今回の集合訴訟制度の制度的枠組みとして適格消費者団体が一定の報酬を得ることへの理解が示されました。

以上がパネル・ディスカッションの概要です。コーディネーターのわかりやすい解説や、具体的な事例を引きながらご説明いただいたパネリストのご努力で、専門家だけでなく消費者や企業・団体の皆様にも、集合訴訟制度のあるべき姿と今後の課題が何かを掴むことができるたいへん有意義なパネル・ディスカッションとなったと思われます。

最後に、消費者機構日本の芳賀唯史理事長が閉会の挨拶を行い、総会記念シンポジウム「集合訴訟制度のあり方を考える」を終了しました。

## 消費者支援功労者表彰 消費者機構日本が、「特命担当大臣表彰」を受けました。

消費者利益の擁護・増進のために各方面で活躍されている方々を表彰する制度として、昭和 60 年より実施されてきた消費者支援功労者表彰ですが、消費者庁の創設に伴い、本年度から内閣総理大臣表彰を筆頭としたものとして実施することとし、「内閣総理大臣表彰」「内閣府特命担当大臣表彰」「ベスト消費者サポーター章」が設けられました。（制度の趣旨と今年度の受賞者は、消費者庁ホームページ <http://www.caa.go.jp/information/2011gekkon/index.html#m01> を参照下さい。）

消費者機構日本は、この間の活動を評価いただき消費者庁からの推薦を受け、「内閣府特命担当大臣表彰」を受けることができました。これも、消費者機構日本の活動に参加いただいた皆様をはじめ、情報面、財政面などご支援いただいた皆様のおかげであり、深く感謝申し上げます。この表彰を励みに、差止請求関係業務をはじめとした諸活動の一層の充実をはかってまいりたいと思います。

5月30日に首相官邸で実施された表彰式には、消費者機構日本を代表して常任理事で被害情報対応委員会委員長の唯根妙子さんに出席いただきました。



表彰を受ける唯根常任理事



表彰状とメダル